（情報処理センター）

第五十九条　［略］

2　情報処理センターにおいては、令第四十五条第一号に掲げる事務のうち電子計算組織による情報の処理に関する事務をつかさどる。

［3・4　略］

（情報セキュリティ対策官）

第六十条　［略］

2　情報セキュリティ対策官は、命を受け、令第四十五条第一号に掲げる事務のうち電子計算組織に係る情報の安全の確保に関する事務（情報処理センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（高度情報技術解析センター）

第六十一条　［略］

2　高度情報技術解析センターにおいては、令第四十七条の事務のうち次に掲げるもの（サイバーテロ対策技術室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一・二　略］

［3・4　略］

（サイバーテロ対策技術室）

第六十二条　［略］

2　サイバーテロ対策技術室においては、令第四十七条の事務のうち国民生活又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある情報システムに対する犯罪の予防又は当該犯罪被害の拡大を防止するために必要な応急措置に係る技術に関する事務をつかさどる。

［3・4　略］

第七款　警察庁顧問

（警察庁顧問）

第六十三条　［略］

第二節　附属機関

第一款　警察大学校

第六十四条～第七十六条　［略］

（警備教養部の所掌事務）

第七十七条　警備教養部においては、警備警察、警衛、警護及び警備実施に関する教育訓練をつかさどる。

第七十八条～第九十条　［略］

第二款　科学警察研究所

第九十一条～第百九条　［略］

（附属鑑定所）

第百十条　［略］

2　附属鑑定所は、第百一条第二号、第百二条第二号、第百三条第二号及び第百四条第四号に定める鑑定及び検査のうち、科学警察研究所長が指定する鑑定及び検査に関する事務をつかさどる。

［3～9　略］

（情報処理センター）

第五十八条　［同上］

2　情報処理センターにおいては、令第四十四条第一号に掲げる事務のうち電子計算組織による情報の処理に関する事務をつかさどる。

［3・4　同上］

（情報セキュリティ対策官）

第五十九条　［同上］

2　情報セキュリティ対策官は、命を受け、令第四十四条第一号に掲げる事務のうち電子計算組織に係る情報の安全の確保に関する事務（情報処理センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（高度情報技術解析センター）

第六十条　［同上］

2　高度情報技術解析センターにおいては、令第四十六条の事務のうち次に掲げるもの（サイバーテロ対策技術室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一・二　同上］

［3・4　同上］

（サイバーテロ対策技術室）

第六十一条　［同上］

2　サイバーテロ対策技術室においては、令第四十六条の事務のうち国民生活又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある情報システムに対する犯罪の予防又は当該犯罪被害の拡大を防止するために必要な応急措置に係る技術に関する事務をつかさどる。

［3・4　同上］

第七款　警察庁顧問

（警察庁顧問）

第六十二条　［同上］

第二節　附属機関

第一款　警察大学校

第六十三条～第七十五条　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］

（警備教養部の所掌事務）

第七十六条　警備教養部においては、警備警察、警衛、警護及び警備実施（雑踏警備を除く。）に関する教育訓練をつかさどる。

第七十七条～第八十九条　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］

第二款　科学警察研究所

第九十条～第百八条　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］

（附属鑑定所）

第百九条　［同上］

2　附属鑑定所は、第九十七条第二号、第九十八条第二号、第九十九条第二号及び第百条第四号に定める鑑定及び検査のうち、科学警察研究所長が指定する鑑定及び検査に関する事務をつかさどる。

［3～9　同上］